

事務連絡
平成27年9月29日

岩手県
県内関係市町村

復興庁

東日本大震災で学校校庭に建設した 応急仮設住宅に関する支援策の連絡

東日本大震災から4年半が過ぎ、今後、それぞれの地域で応急仮設住宅から災害公営住宅などへの生活の場の移転が本格化する段階を迎えようとしています。

こうした復興の進展に伴い、順次、応急仮設住宅も解消されることとなりますが、特に、被災地の将来を担う子どもの育成のため、学校の校庭に建設した応急仮設住宅（以下「校庭仮設」という。）に対応していくことは重要な課題です。

このため、復興庁において、関係自治体との意見交換や関係府省との調整を行い、校庭仮設への対応に係る課題への支援策について、下記のとおり取りまとめました。

今後、災害公営住宅等への移転が進展していく中で、校庭仮設への対応を検討される場合には、以下の支援策の活用についてご検討ください。

記

1. 校庭仮設への対応に当たって、被災自治体において、高台移転を伴うことなどから、災害公営住宅の整備等による恒久住宅の確保に相当の期間を要する場合があります。

このため、校庭仮設の居住者に建設型の応急仮設住宅に移転していただくことについては、「東日本大震災により建設した応急仮設住宅の空き住戸の更なる活用について」（平成25年11月12日府政防第1100号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）通知）に基づき、地域コミュニティの再生など被災自治体において必要性があると判断した場合

などの要件を満たすときに空き住戸への住替えが可能であり、必要に応じて適切に対応をお願いします。

2. 仮設住宅の解体に際して、校庭仮設については、必要に応じて、一括解体だけでなく、団地の一部を分けて解体するなどの分割解体も可能であることについて、復興庁から内閣府(防災)に確認済みですので、ご留意願います。

3. 次の事項については、被災者健康・生活支援総合交付金(平成 28 年度概算要求においては被災者支援総合交付金)により支援します。

(1) 仮設住宅への対応に当たって、移転のコンセンサスを形成するための活動(見守り等と一体となった意向確認や相談を含む)や被災者の方々の住宅再建の方針策定のための相談体制の強化

(2) 移転先となる仮設住宅団地のコンセンサスを形成するためのコミュニティ活動及び移転者を受け入れた場合のコミュニティ活動の強化や、移転に伴う相談・見守り体制の再構築のための相談員の配置等

(3) 校庭仮設を存置する期間について、仮設運動場の面積が十分に取れず、運動機会が減少している児童・生徒の支援のための運動機器の設置や、多様な運動機会を創出するための指導員の確保等

4. 次の事項については、平成 28 年度予算の概算要求で拡充することとしている被災者支援総合交付金により、新たに支援の対象とすることを検討しています。

(1) 居住者の方々の意向調査を含めた移転のコンセンサスを形成するための取組

(2) 仮設運動場や学校外施設への移動のためのバス等の移動手段の確保

なお、上記の1. 及び2. については、岩手県向けのご連絡です。

【本件に関する連絡先】

復興庁 参事官(被災者支援担当) 牛島

参事官補佐 小野山

電話:03-5545-7481

FAX:03-3589-1880

事務連絡
平成27年9月29日

宮 城 県
県内関係市町村

復 興 庁

東日本大震災で学校校庭に建設した 応急仮設住宅に関する支援策の連絡

東日本大震災から4年半が過ぎ、今後、それぞれの地域で応急仮設住宅から災害公営住宅などへの生活の場の移転が本格化する段階を迎えようとしています。

こうした復興の進展に伴い、順次、応急仮設住宅も解消されることとなりますが、特に、被災地の将来を担う子どもの育成のため、学校の校庭に建設した応急仮設住宅（以下「校庭仮設」という。）に対応していくことは重要な課題です。

このため、復興庁において、関係自治体との意見交換や関係府省との調整を行い、校庭仮設への対応に係る課題への支援策について、下記のとおり取りまとめました。

今後、災害公営住宅等への移転が進展していく中で、校庭仮設への対応を検討される場合には、以下の支援策の活用についてご検討ください。

記

1. 校庭仮設への対応に当たって、被災自治体において、高台移転を伴うことなどから、災害公営住宅の整備等による恒久住宅の確保に相当の期間を要する場合があります。

このため、校庭仮設の居住者に建設型の応急仮設住宅に移転していただくことについては、「東日本大震災により建設した応急仮設住宅の空き住戸の更なる活用について」（平成25年11月12日府政防第1100号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）通知）に基づき、地域コミュニティの再生など被災自治体において必要性があると判断した場合

などの要件を満たすときに空き住戸への住替えが可能であり、必要に応じて適切に対応をお願いします。

2. 仮設住宅の解体に際して、校庭仮設については、必要に応じて、一括解体だけでなく、団地の一部を分けて解体するなどの分割解体も可能であることについて、復興庁から内閣府(防災)に確認済みですので、ご留意願います。

3. 次の事項については、被災者健康・生活支援総合交付金(平成 28 年度概算要求においては被災者支援総合交付金)により支援します。

(1) 仮設住宅への対応に当たって、移転のコンセンサスを形成するための活動(見守り等と一体となった意向確認や相談を含む)や被災者の方々の住宅再建の方針策定のための相談体制の強化

(2) 移転先となる仮設住宅団地のコンセンサスを形成するためのコミュニティ活動及び移転者を受け入れた場合のコミュニティ活動の強化や、移転に伴う相談・見守り体制の再構築のための相談員の配置等

(3) 校庭仮設を存置する期間について、仮設運動場の面積が十分に取れず、運動機会が減少している児童・生徒の支援のための運動機器の設置や、多様な運動機会を創出するための指導員の確保等

4. 次の事項については、平成 28 年度予算の概算要求で拡充することとしている被災者支援総合交付金により、新たに支援の対象とすることを検討しています。

(1) 居住者の方々の意向調査を含めた移転のコンセンサスを形成するための取組

(2) 仮設運動場や学校外施設への移動のためのバス等の移動手段の確保

なお、上記の1. 及び2. については、宮城県向けのご連絡です。

【本件に関する連絡先】

復興庁 参事官(被災者支援担当) 牛島

参事官補佐 小野山

電話:03-5545-7481

FAX:03-3589-1880